

# 会 費 規 程

制定	平成 5 年 9 月 28 日
改正	平成 7 年 5 月 26 日
改正	平成 9 年 3 月 7 日
改正	平成 13 年 3 月 23 日
改正	平成 19 年 3 月 23 日
改正	平成 23 年 3 月 18 日
改正	平成 24 年 3 月 16 日
改正	平成 29 年 2 月 27 日

## (総則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会（以下「全解工連」という。）の定款第 7 条に規定する入会金及び会費について定める。

## (入会金及び会費の額)

第 2 条 入会金及び会費の額は次のとおりとする。

- (1) 正会員の入会金は、10 万円とする。
- (2) 賛助会員の入会金は 0 円とする。
- (3) 正会員の会費月額、別表に従い、全解工連が作成した直近の名簿（入会するときに入会時の名簿）に基づいて決定する。
- (4) 賛助会員の会費月額は、5 千円とする。
- (5) 正会員及び賛助会員の会費月額の計算に際し、在籍期間に 1 か月未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて計算する。

## (新入正会員の特別措置)

第 3 条 入会直後の正会員の会費は、次の各号の規定に基づき、理事会の決議を経て減額することができる。

- (1) 入会日が該当する年度は、会費月額を 50%まで減額することができる。
- (2) 入会日が該当する年度の翌年度は、会費月額を 25%まで減額することができる。

## (入会金及び会費の納入方法)

第 4 条 入会金は、入会決定後 1 か月以内に全額を一括して納入しなければならない。

- 2 正会員及び賛助会員の会費は、当該年度末までに 2 回又は 3 回に分割して納入することができる。

## (延滞金)

第 5 条 正会員又は賛助会員が会費を滞納したときは、理事会の決議により、当該年度の翌日から起算して年率 5%の延滞金を課すことができる。

## (会費等の返還)

第 6 条 一旦納入された入会金及び会費は返還しない。ただし、会員資格喪失後の会費が前納してあるときは、その前納した額のみを返還する。

## (改正・細則)

第 7 条 この規程の改正は総会の決議によるものとし、運用に関し必要な細則は理事会が別に定める。

[附 則]

- 1 この規程は平成5年10月1日から施行する。
- 2 この規程は平成7年4月1日から施行する。
- 3 この規程は平成9年4月1日から施行する。
- 4 この規程は平成13年4月1日から施行する。
- 5 この規程は平成19年4月1日から施行する。
- 6 この規程は平成23年4月1日から施行する。
- 7 この規程は平成24年4月1日から施行する。
- 8 この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条第3号関係）会費月額額の計算基準（会費月額＝ $\textcircled{A}$ ＋ $\textcircled{B}$ ）

$\textcircled{A}$ 基礎会費	$\textcircled{B}$ 所属企業数に応じた会費				
	20社以下の部分	21社以上 40社までの部分	41社以上 70社までの部分	71社以上 100社までの部分	101社以上の部分
25,000円	500円/社 300	400円/社 300	300円/社	200円/社	100円/社

計算例① 20社の場合

旧：25,000＋500×20＝35,000（円）

新：25,000＋300×20＝31,000（円）

計算例② 75社の場合

旧：25,000＋500×20＋400×20＋300×30＋200×5＝53,000（円）

新：25,000＋300×70＋200×5＝47,000（円）

計算例③ 105社の場合

旧：25,000＋500×20＋400×20＋300×30＋200×30＋100×5＝58,500（円）

新：25,000＋300×70＋200×30＋100×5＝52,500（円）

1. 改正理由

- ① 正会員の全解工連に対する財政的負担を軽減し、会員団体の事業運営を活発化させる。
- ② 全解工連の法人運営費を圧縮することにより、減額分を補填することが可能である。

2. 改正内容

- ① 別表の「 $\textcircled{B}$ 所属企業数に応じた会費」について、70社以下を一律300円とする。
- ② 表現が不正確な字句を修正する。

3. 改正の影響等

- ① 平成28年度の正会員会費収入：19,787,106円
- ② 改正後の正会員会費収入  
概算：(25,000×41(団体)＋300円×1,450(社))×12＝17,520,000円
- ③ 減額幅：2,281,000円（1団体当たり55,634円）
- ④ 減額率：11.46%

注) 70社以上は東京の91社及び富山県の77社のみ、会員企業は合計約1,450社